

オ・ア・シ・ス 通信

2026年
7月号
(第16号)

福祉医療機構 福祉医療貸付特約火災保険 指定代理店 株式会社 福祉医療共済会



「キャンプ」 西岡 良介 作 (口と足で描く芸術家協会)

日頃より当社をご愛顧いただき、誠にありがとうございます

現在、世界では中東情勢をはじめ複数の深刻な紛争や不安定な為替相場が国民生活や企業活動に多大な影響を及ぼしています。それに伴い、福祉・医療・介護現場においても物価高騰や人材不足を招き、大変苦慮されていることと存じます。

そのような厳しい環境のなかで、当社では損害保険を通じて皆さまのお役に立てるよう保険商品のご案内や防災に向けご提案させていただくことは勿論のこと、福祉・医療・介護業界における課題解決に向けての最適なサービスやパートナー企業を見つける「ビジネスマッチングポータルサイト」を昨年2月に開設したところです。

おかげさまで徐々にではありますが、「人材支援」、「コスト削減」、「経営支援」等につながるサービスをご利用いただく件数も増加し、本号においても同封ちらしでその一部をご案内しておりますので、サイトとともに是非ご覧いただきたくお願いいたします。

さて損保業界では近年の不祥事を教訓に改正保険業法が施行され、一日でも早くお客さまと社会からの信頼を取り戻せるよう、本年は大きな節目の年となっています。

当社といたしましては、お客さま本位の業務運営を徹底して図るべく、役職者一同が全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

今後とも、施設運営に少しでもお役に立てますよう努めてまいりますので、引き続きのご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

株式会社 福祉医療共済会 取締役 景山 晃

お知らせ

令和7年度復興支援義援金寄付について
弊社では被災地の復興義援金として、日本赤十字社を通じて、4件に総額80万円を寄付させていただきました。

- 「令和6年能登半島地震災害義援金」
- 「令和6年9月能登半島大雨災害義援金」
- 「令和7年8月6日から大雨災害義援金」
- 「令和7年11月18日大分市大規模火災義援金」

もくじ

ご挨拶「巻頭のご挨拶」	1
【WAM トピック】「施設の大型リフォーム・大規模修繕について」	2
【弁護士之眼】「児童向け施設に求められる性犯罪抑止の取組(日本版dbs)」	3
【気になる数字 1,055件】「職場のハラスメント対応は“初動”が重要!相談を受けたい3つのポイント」	4
【column1】「家庭と保育施設で防ぎましょう「梅雨の食中毒リスク」	5
【column2】「地域共生社会を拓く「リンクワーカー(Link Worker)」の挑戦」	6
【column3】「医療施設と地域との関わり方・地域交流」	7
【共済会からのお知らせ】「デジタルオアシス通信創刊について」	8

「オ・ア・シ・ス」は、当社内で実施しているコミュニケーション強化活動=オアシス運動に由来し
お客さまとより一層の繋がりを深めたいとの思いを込めて命名しました。



独立行政法人 福祉医療機構

経営サポートセンター リサーチグループ 管野 瑤子 (かんの ようこ)

施設の建替えや改築は、施設経営の重要課題ですが、近年は建設費の高騰により、その判断は以前にも増して難しくなっています。(独)福祉医療機構(以下、WAM)の融資先のデータでも、建設費はこの10年で約1.5倍に上昇*しています。老朽化が進み、「建替えか、大規模修繕・改修か」で悩まれる施設も多いのではないのでしょうか。

そこで今回は、WAMの融資をご利用いただき、大規模修繕を実施した事例をご紹介します。なお、以下の資金計画は計画当時のものとなり、現在も同規模施設を記載の金額で整備できるものではありませんので、ご了承ください。

築後25年が経過した特養等で、大規模修繕の計画に沿って、外壁塗装、屋上防水の修繕、エレベーターの入替えを実施した事例です。

<当施設開設> 平成10年
 <運営施設等>
 ケアハウス30床、ショート30床、老人デイ30名(平成10年築)
 特養ユニット80床、老人デイ30名(平成16年築)
 <計画概要>
 鉄筋コンクリート造 地下1階付6階建 延床面積8,800㎡
 <資金計画> (②償還期間20年(据置期間2年))(千円)

資金計画	事業費 (①+②+③)	補助金等 (①)	WAM借入 (②)	自己資金等 (③)
建築資金	237,600	13,300	200,000	28,300
設備備品資金	0			
運転資金等	4,000	0	0	
合計	241,600	13,300	200,000	28,300

当初は自己資金での整備予定でしたが、想定以上の工事費が見込まれたため、借入金を主とした計画に変更されました。WAMの優遇融資(後述の(3))を適用し、融資率を引き上げ、金利を引き下げています。当初はもっと大きい計画でしたが、修繕が必要なもののうち緊急度の高いものから優先順位をつけ、無理のない事業計画に絞り込みました。また、自治体には改修等に利用できる補助金がなかったため、省エネルギー対策

を目的とした補助金を活用し、費用負担軽減を図りました。

建替えや大規模修繕では、経年劣化や自然災害による建物の使用限度を前提としながら、移り変わる社会の価値観やニーズに応えることが重要です。機能の充実といった「理想の追求」を優先順位をつけて取捨選択しながら、予算の適正規模を見極め、必要に応じ計画を圧縮して予算内に収まる計画にまとめることがポイントとなります。

また、建設費の高止まりが続くなかでも必要な設備投資を支援するため、WAMでは各種の優遇融資制度を設けています。詳細はWAMホームページからご確認ください。

●WAMの優遇融資(一例)

- (1) 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための優遇融資
 …地域医療介護総合確保基金等や都道府県の補助金を活用して高齢者福祉施設を整備する場合に融資率を引上げ
- (2) 都市部における社会福祉施設等の整備に係る優遇融資
 …都市部における整備を推進するため、融資率の引上げや、準耐火構造以上の建物の場合は償還期間、据置期間の延長
- (3) 老朽施設の改築整備に係る優遇融資
 …老朽化が進んだ施設の改築等を対象に融資率等を優遇
- (4) 感染症対策を伴う整備事業に係る優遇融資
 …感染症発症者用の個室の整備や陰圧・空調整備など感染症対策を伴う施設整備に対し、融資率等を優遇

なお、WAMで開催している「福祉施設のための建築セミナー」では、令和7年度は「施設の長寿命化と、時代に合わせた施設再整備について」をテーマに取り上げています。2027年3月31日まで配信中(無料)ですので、ご利用いただければ幸いです。

セミナーはこちらから



* 福祉医療機構「2024年度(令和6年度)福祉・医療施設の建設費について」
https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/250722_No004.pdf

弁護士の 眼

児童向け施設に求められる 性犯罪抑止の取組(日本版dbs)

弁護士法人おかげさま〈当社顧問弁護士〉
弁護士・ホームヘルパー2級 外岡 潤(そとおか じゅん)

◆プロフィール

東京大学法学部卒。09年、介護・福祉のトラブル解決を専門とする「法律事務所おかげさま」を巣鴨に開設。転倒・誤嚥等の介護事故を数多く手がけ、年間100件以上のセミナーをこなす。著書に「裁判例から学ぶ介護事故対応」(第一法規)等多数。



今回は保育所や児童養護施設など、児童向けサービスに関する法改正の話題です。

こども性暴力防止法(日本版DBS:Disclosure and Barring Service(犯罪証明管理及び発行システム)をご存知でしょうか。教員や保育士など、子どもと接する職に就く者の性犯罪歴を事業者が確認する制度であり、今年(2026年)の12月25日に施行予定とされています。

学校や認可保育所等の公的機関では義務化、塾やスポーツクラブは任意とされており、対象者は最大20年間「前科がないことの証明」が求められます(「犯罪事実確認書」という法務省が発行する公的証明を申請し、こども家庭庁を通じて交付されます)。事業所には他にも、職員向け研修の実施、相談体制の構築、被害発生時の対応ルール策定等々の施策が求められることとなります。

こうした仕組みは、教師や保育士等子どもに接する機会が多い職業に、過去に性犯罪歴のある者が就けないようにすることで、新たな子どもを被害者とする性犯罪を防ぐことを目的としています。しかし重要度の高い犯歴という情報の保管と管理、男性保育者に対する差別や偏見の抑止など課題も多いといえるでしょう。未知の新制度である日本版DBSについて、そのメリット、デメリットを把握しておきましょう。

まず、この犯歴照会は、これから応募する者だけでなく、園長を含む既存の職員全員について実施しなければなりません。そしてこれは、女性職員も等しく対象となります。児童に対する性犯罪は、男性職員による場合が多く報道されていますが、男性だけをターゲットとするような運用は、性差別にあたるため原則として認められません。保育所など男性職員がマイノリティである職場は、特にそのような不当な扱いや偏見が生

じないよう注意が必要です。

現職員に万一犯歴があることが分かった場合、解雇になるのでしょうか。法的観点から既に雇用している以上、直ちに解雇することは難しいでしょう。配置転換等を検討することになりますが、いざ転換したら周囲からは様々な憶測が生まれるなど、本人に対する偏見や現場の混乱が懸念されます。制度の導入と運営に際しては、こうした様々な場合を想像し備えておくことが重要です。

その他、組織ごとに「不適切な行為」(性暴力等が行われるおそれ)について定義する必要があります。「児童対象性暴力等」に該当する行為や、これに準じる「不適切な行為」をした場合懲戒処分等のペナルティが課されますが、グレーゾーンも多いためどこからが不適切行為なのか、判別に悩むかもしれません。例えば特に理由なく物置など密室で児童と二人きりになることは明らかにNGですが、児童を膝に乗せる抱っこや、児童が服を着ていない状態での抱っこなど、時と場合により判断が難しい場合もあることでしょう。そうした性犯罪に繋がりにかねない、もしくは第三者に誤解されかねない行為を整理分類し、規定にまとめていくこととなります。こうした作業を今年の末までに終わらせなければならず、そう考えると時間は残されていないといえるかもしれません。できることから着手していきましょう。



気になる数字

1,055件

この数字は何を
表している
でしょうか？

～ 職場のハラスメント対応は“初動”が重要!相談を受けたらまず押さえない3つのポイント～

MS&ADインターリスク総研株式会社

リスクマネジメント第四部 BCM第二グループ 医療福祉チーム 上席コンサルタント **大瀧 雅世** (おおたき まさよ)

「1,055件」。これは、厚生労働省が公表した令和6年度「過労死等の労災補償状況」において、仕事によるストレスが原因で精神障害を発症し、労災として認定された件数です。これは過去最多の件数であり、出来事*別ではパワーハラスメントが224件、業種別では医療、福祉が270件で最多となっています。

医療・福祉の現場は、人手不足に加え、利用者対応や多職種連携など、緊張感を伴いやすい環境です。そうしたなかでハラスメントが起きると、職員の心身への影響は大きく、休職や離職、職場の士気低下にもつながりかねません。

だからこそ重要なのが、ハラスメントに関する相談を受けた際の“初動”です。初動における対応の巧拙は、事実確認の進めやすさや職場内の混乱の広がり方に影響します。ここでは、相談を受けた際にまず押さえない3つのポイントをご紹介します。

第一に、まずは相談者の話を丁寧に聴くことです。

相談者の訴えを否定したり、「忙しいから後で」と先送りしたりせず、まずは落ち着いて話を聴く姿勢が求められます。いつ、どこで、誰が、何をしたのかを整理しながら、安心して話せる環境を整えることが第一歩となります。

第二に、記録を残すことです。

相談の日時、内容、対応者、相手方への確認状況などを客観的に記録しておくことで、後日の確認や組織的な対応が容易になります。口頭でのやり取りだけでは、時間の経過とともに認識のずれが生じやすくなります。万が一、外部への相談や法的な紛争に発展した場合にも、初動時の記録は重要な資料となります。

第三に、二次被害を防ぐことです。

情報の共有範囲を適切に管理しないと、相談内容が不用意に広がったり、相談したことが不利益な取扱いにつながったりと、問題はさらに深刻化します。情報の共有範囲を必要最小限に絞り、相談者の意向や安全に配慮しながら対応を進め

ることが重要です。情報の取扱いには十分注意し、相談者が安心して相談できる環境を整えることが求められます。

ハラスメント対応は、個別事案への対処で終わらせず、平時から適切に対応できる仕組みを整えておくことが重要です。管理職やリーダー層への教育、相談窓口の明確化、記録様式や対応フローの整備に加え、とりわけ医療・福祉の現場では、職員への注意や指導が必要な場面も多いため、日頃から適切な伝え方や対応の仕方を共有しておくことが求められます。さらに、必要に応じて**雇用慣行賠償責任保険**への加入も含め、万々に備えた体制を整えておくことが、職員を守り、問題の深刻化を防ぐ第一歩となります。



相談を受けた際の初動対応のポイント

① まずは相談者の話を丁寧に聴く

相談者の話を否定せず、気持ちに寄り添い、事実関係を丁寧に把握する。

② 記録を残す

日時・内容・対応を客観的に残す。相談シート(下記リンク先)などを活用する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12305000/000629796.pdf>

③ 二次被害を防ぐ

情報の共有範囲を絞り、相談者への配慮を徹底する。守秘義務を遵守しプライバシーを保護する。

<参考サイト>

■厚生労働省 こころの耳

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

■厚生労働省

令和6年度「過労死等の労災補償状況」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59039.html

*「出来事」とは精神障害の発病に関与したと考えられる事象の心理的負荷の強度を評価するために、認定基準において、一定の事象を類型化したもの



一般社団法人日本こども成育協会スーパーバイザー 隅 弘子(すみ ひろこ) 管理栄養士/
東京成徳短期大学非常勤講師

食中毒に多い胃腸炎症状は保育所に通園する子どもたちの体調不良の症状としてもとても多い症状です。本格的な梅雨の季節の到来とともにこの時期に改めて給食室での衛生管理をはじめ、子どもたちが過ごす「保育室」での対応や、家庭との連携が大きな予防の一つとなるのではないのでしょうか。

1 コロナ禍で一気に減った食中毒件数は増加傾向に

厚生労働省が発表した最新の食中毒統計(令和7年確定値)によると、年間の食中毒事件数は1,172件、患者数は24,727人に上り、手洗い等徹底していたコロナ禍に一時的に減少するもそれ以降は徐々に増加傾向にあります。

特にこれからの梅雨時期頃(6月~7月)から急増するのが、気温と湿度の高さによって爆発的に増える「細菌性食中毒」(カンピロバクターやウェルシュ菌、黄色ブドウ球菌など)です。梅雨時はまだ夏の暑さに体が対応できず、元気ハツラツな乳幼児でも体力や抵抗力の低下した子どももいることでしょう。冬場のウイルス対策以上に、梅雨時は食中毒予防の三原則である菌を「つけない・増やさない・やっつける」の実践が重要となります。

2 保育施設内で気をつけること：盲点は「保育室」にあり!

給食提供の衛生管理は加熱を前提とした献立展開なので一見食中毒件数は少ないと想像されますが、注意したいのは、給食や間食が「保育室」に運ばれてからの時間です。以下のポイントを職員全体で再確認しましょう。

■配膳前の「手洗い・消毒」の再徹底

オムツ交換や鼻水処理などの保育業務をこなした直後に、そのまま配膳に移っていませんか?食中毒菌は目視できるものではありません。人の手による「二次汚染」を防ぐため、配膳前には石鹸と流水で丁寧な手洗い、及びアルコール消毒を行いましょ。

■「ふやさない」の基本は「時間」と「室温・湿度(水分)」のコントロール

例えば、手の傷などに多く増殖しやすい黄色ブドウ球菌は、10℃~45℃で増殖可能で、特に人間の体温に近い温度で一気に増殖します。(傷がある場合は手袋の着用やできるかぎり業務担当を変更することが望ましい。)配膳された給食は時間を置かず、すぐに食べられるようにしましょう。また、部屋の高湿度な状態や不衛生な台拭きなどの使用がないようにしましょう。

3 園児が使用するエプロンの衛生管理：雑菌の温床を作らない

梅雨の時期、現場の保育士や保護者を悩ませるのが園児の「食事用エプロン」です。水分と食べこぼしの栄養が詰まったエプロンは、わずか数時間で雑菌(生乾き臭の原因菌)やカビの温床に。食後、食べこぼしを軽く水洗いしたエプロンを、そのままビニール袋に入れて口を固く結んでいませんか?袋の中で菌を「培養」させないように、できるだけ水気をしっかり切り、通気性の良い状態で保管する工夫をしましょう。

保護者へのアドバイスと連携

「帰宅後はすぐにエプロンを出し、酸素系漂白剤などでつけ置き洗いをしてから【完全に乾かす】こと」が大切です。また、家庭でよく使用される「シリコン・撥水ナイロン製」は汚れにくいいため重宝しますが、縫い目部分の布の部分も同様です。製品の取扱説明書や洗濯表示等を確認し、衛生管理に努めて使用するよう、園だよりなどを通じて、保護者へも協力を呼びかけましょう。





株式会社ふるサポ 代表取締役 中島 達朗 (なかじま たつろう)

早稲田大学トランスナショナルHRM研究所
招聘研究員
多文化共生マネジメント学会会員

社会福祉法人や医療法人において、近年「リンクワーカー」への関心が高まっています。従来の医療・介護サービスだけでは解決できない、地域住民の孤立や生活課題に対し、医療・福祉と地域社会の資源を「つなぐ」役割が強く求められているためです。

■リンクワーカーとは何か

リンクワーカーとは、医療機関や福祉施設、あるいは地域コミュニティに拠点を置き、住民の「非医療的な生活課題（孤立、困窮、生きがいの喪失など）」を把握し、地域のサークルやボランティア、行政サービスといった適切な地域資源へと結びつける（リンクする）人のことです。

背景には、社会的孤立が心身の健康悪化を招くという知見から生まれた、英国発祥の「社会的処方」という仕組みがあります。医師や専門職が「孤立」を健康上のリスクと判断した際、リンクワーカーが間に入り、本人の趣味や関心に沿った地域の間へと伴走支援を行います。

但し、英国の場合、リンクワーカーの報酬は公費負担です。

■先進自治体における展開

国内の自治体でも先進的なモデルとして動き出しています。

小職が、SDGsセミナーで、お手伝いしたことがある埼玉県北本市では、国の「重層的支援体制整備事業」の一環として、全国初となる「公設のリンクワーカー」を配置しました。孤独や生活困窮などに悩む住民の相談窓口となるだけでなく、シェアキッチン等を備えた多世代型の居場所「まちのリビングルーム」を運営し、住民主体の新たな地域活動の立ち上げまで伴走支援しています。

一方、兵庫県養父市では、日本初となる「社会的処方推進課」を設置しました。同市ではリンクワーカーを2つの層に定義しています。保健師やケアマネジャーなど専門知識を持つ「ヘルスコネクター」と、一般の地域住民がその役割を担う「コミュニティコネクター」です。医療・行政の枠を超え、「市民の誰もがリンクワーカーになれる」という共助・互助のまちづくりを推進し

ています。

今後、リンクワーカーを推進するうえで報酬をどうするかは課題の一つと言えます。

■法人における重要性

社会福祉法人や医療法人がリンクワーカー制度や機能を導入する主なメリットを述べます。

■収益改善

地域との繋がりが強化され、自社が運営する医療機関、介護・福祉サービスへのスムーズな繋ぎ込みが実現し、新規利用者の増加が期待できます。小職が取材した名古屋市の南医療生協桃山診療所ではリンクワーカー機能の強化で収益改善に繋がっています。

■差別化

「社会的処方」を通じて、社会福祉法人の公益活動や医療法人の地域包括ケア推進という役割を果たすことで、信頼性向上や差別化に繋がります。

■人材確保

地域の核として認知されることで、ボランティアだけでなく、潜在的な専門人材の採用・確保が期待できます。

■まとめ

これからの社会福祉法人・医療法人は、単に施設内で完結するサービスを提供するだけでなく、地域社会のインフラとして機能することが求められます。

専門的なケアと地域コミュニティの架け橋となる「リンクワーカー」機能は、孤立という現代の病理に立ち向かい、誰もが自分らしく暮らせる街づくりを進めるうえで、極めて重要な戦略的意義を持っています。

なお、今回のデジタルオアシス通信では、リンクワーカーのより深い内容と実践例を詳しく紹介いたしません。ぜひそちらもご覧ください。





SOMPOインスティテュート・プラス株式会社 上席研究員 成瀬 昂 (なるせ たかし)

健康と生活を支える生活資源としての医療施設

医療施設は、単に病気を治す「治療の場」という役割を超え、地域住民の生活を支える「地域資源」としての幅広い機能が期待されています。特に人口減少や高齢化が進む地域では、医療施設は生活インフラとして欠かせない存在です。病院や大規模診療所は地域の象徴であり、身近な診療所、薬局、訪問看護事業所は、地域住民に寄り添う存在として機能しています。

医療施設が行う地域交流

近年、地域交流に取り組む医療施設が増えてきました。医療施設が行う地域交流には大きく3つのパターンがあり、具体的な内容は各施設の機能や規模、地域の実情に応じて工夫されています。

(1) 医療施設と多様なケア提供者間の交流

まず、多様なケア提供者(地域包括支援センター、介護事業所等)との交流が挙げられます。具体的には、地域課題の情報共有、人材交流、合同研修会などが行われます。これにより、日常的な連携がスムーズになり、多職種間の技術水準が向上し、地域全体の医療やケアの質を高めることが期待されます。

(2) 患者・家族との交流

次は、患者・家族との交流です。具体的には、医療施設が、患者・家族向けの講座や交流会などを開く例があります。医療施設の職員にとっても、患者や家族の声を、診療とは異なる場面で聞き取る貴重な機会となります。ここでは、患者や家族自身が、ピアサポーター(経験者として支援する人)として、同じ疾患や病気で苦しむ人を支える力を発揮することもあります。当事者と経験者を上手につなぐことも、地域交流の文脈での医療施設の重要な役割の一つです。

(3) 一般住民との交流

最後は、地域に住む一般の方々との交流です。医療施設内で行う交流(地域の催しを行う/居場所カフェや健康講座を開く等)もあれば、施設外に赴いての交流(地域で出前講座をする、職員が地域の祭りに参加する等)もあります。これらの活動は、入院中の患者や

職員が地域の生活や文化を感じ取ったり、住民が医療施設の人を身近に感じたりして、互いの理解を深め、関係性を構築することにつながります。入院患者にとっては、外の風を感じる良い機会にもなるでしょう。

地域交流を始める前の注意

医療施設が地域交流を進める前に、気を付けなければならない点もあります。これまで、医療施設が地域交流を行う手順やノウハウは体系的にまとめられていません。通常業務ですら人手不足の問題があるなかで、不慣れな地域交流を適切に行うことは、医療施設にとって負担が大きいかもしれません。また当然のことながら、人や情報の出入りが急に活発化する際には、感染対策や個人情報保護、施設内の動線整理など、リスク管理の点で普段とは異なるマニュアルが必要となります。

医療施設が行う地域交流への期待

医療施設の地域交流は、単なる社会貢献や広報活動ではありません。患者や地域住民の生活上の課題に気づき、それを地域の関係機関や住民と共有し、ともに解決していくための大切な接点です。医療や介護を、一部の専門機関だけで支えることはできません。地域のなかで、人々が互いの健康増進と苦痛緩和に向けて支え合える態度と仕組みを、みんなで作らねばなりません。それに寄与することは、結果として、医療施設への信頼や存在価値を高め、患者の適切な受療行動を促し、持続可能な経営にもつながっていくでしょう。



NEW デジタル版

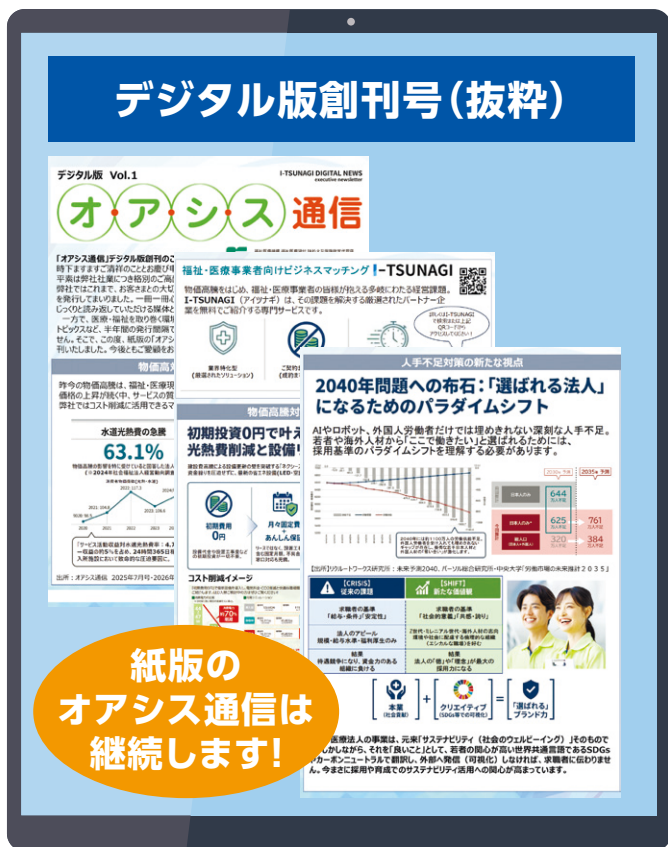
オ・ア・シ・ス通信

購読
無料!!

今号のオアシス通信もご覧いただきましてありがとうございます。

当社では、お客さまとのつながりを大切に、少しでも有益な情報をお届けするために、年2回(1月・7月)の情報誌「オアシス通信」を発刊しており、今後も継続して皆さまに引き続きご愛読いただけるよう更なる内容の充実を図って参りたいと思っております。

一方で、福祉・医療・介護業界を取り巻く環境は日々変化をしていますので、最新の情報をよりタイミング良くお届けするために、新たな試みとして『デジタル版オアシス通信』を創刊いたしました。最新のトピックスや制度改正情報などを、ご登録いただいたメールアドレスにお送りさせていただきますので、是非下記のQRコードよりお申込みください!



◆「オ・ア・シ・ス通信」に関する皆さまのご意見・ご感想をお待ちしております。

【編集・発行】



株式会社 福祉医療共済会



福祉医療共済会は、SDGs 推進に取り組んでいます。

〈本社〉東京都渋谷区渋谷3-12-22 渋谷プレステージ 5F 福祉営業部 TEL 03 (5466) 0881 医療営業部 TEL 03 (6712) 6665
 〈大阪〉大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アーバンビル 9F TEL 06 (6281) 8474 / FAX 06-6281-9840
 mail: fi-kyousaikai@fi-k.jp http://www.fi-k.jp